

第2次上尾市空家等対策計画 【概要版】

令和3年度～令和7年度

計画の趣旨(計画 P1)

近年、都市部への人口集中や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い、いわゆる「空家等」が年々増加傾向にあり、地域の生活環境に悪影響を及ぼすなど、全国的な社会問題となっています。本市においても、高度成長期において人口と共に増加した住宅が、居住者の高齢化と共に空き家となるケースが増加しています。

本市では平成29年3月に「上尾市空家等対策計画」を策定し、「予防対策」、「実施対策」、「有効活用」、「推進体制の構築」に対策の方針を定め、各種施策を展開してきましたが、令和2年度(2021年3月31日)をもってこの計画期間が終了するため、これまでの事業を見直し、今の空き家対策に求められているものを反映させた施策を、総合的かつ計画的に実施するべく、新たに本計画を策定します。

計画の期間(計画 P2)

計画の期間は、令和3年度(2021年4月1日)から令和7年度(2026年3月31日)の5年間とします。また、状況の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

空家等に起因する問題(計画 P21)

1 空家等が放置されることで発生するもの

近隣への悪影響
(倒壊の危険・環境悪化など)

地域全体への悪影響
(防災・防犯上の危険・景観悪化など)

2 所有者等に関するもの

所有者等の
管理意識の欠如

管理不全の状態の
長期化

空き家等を利用する
意識の欠如

3 空家等の増加による地域活力の低下といった社会的なもの

空家等の増加に伴う地域活力の低下と、
空洞化等によるさらなる悪循環の懸念

空家等に関する対策の基本的な方針(計画 P23~24)

本市では、適切な管理が行われていない空家等が市民の生活環境に悪影響を及ぼしていることを踏まえ、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進し、本市における空家等対策を総合的かつ計画的に推進します。

対象とする空家等

上尾市内の空家等の内、近隣の住民の生活に悪影響を及ぼしていると認められるものとします(住宅用途に限らず、店舗・事務所・倉庫等を含む)。

空家等

「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

特定空家等

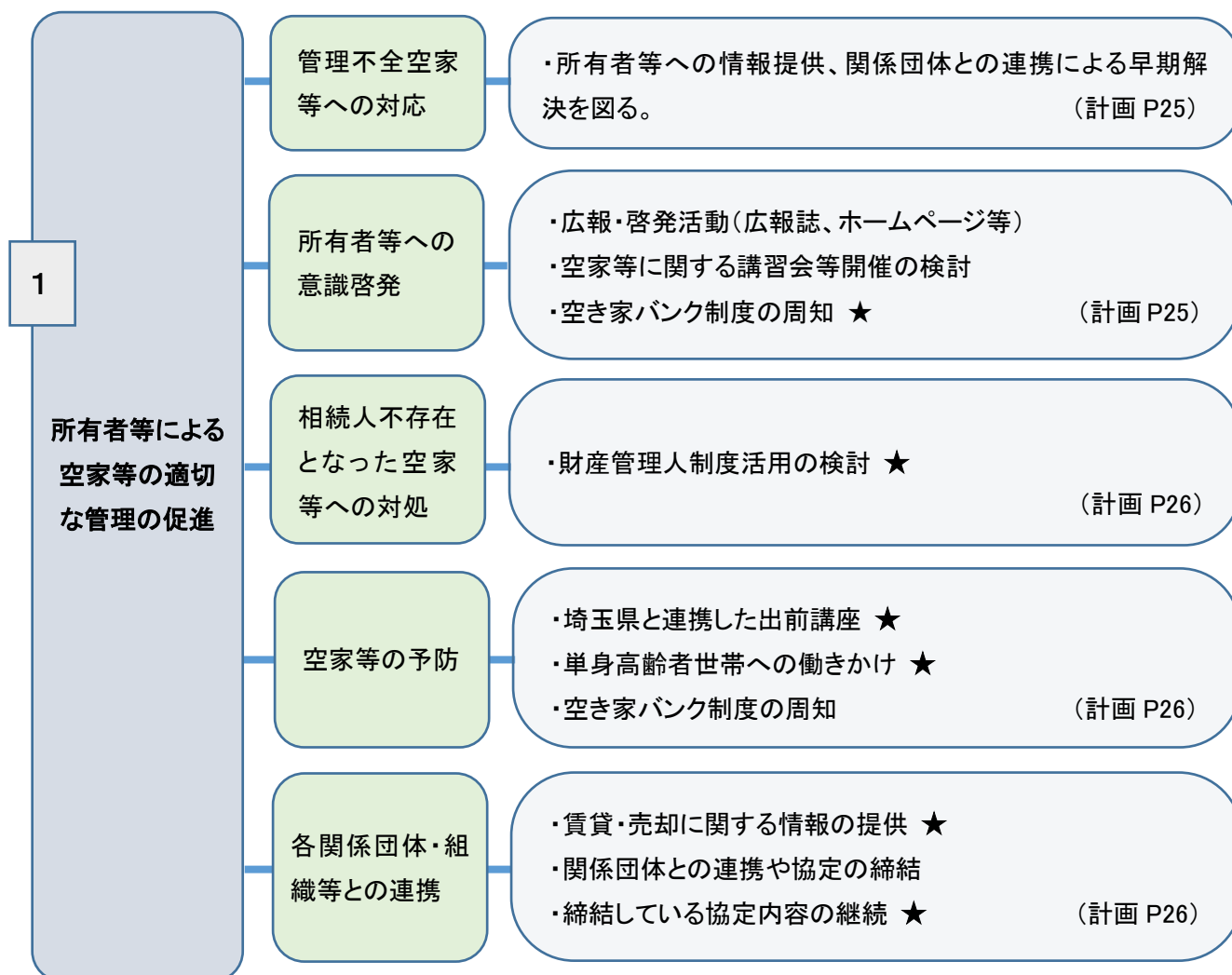
「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

空家等の調査

本市では市内の空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するため実態調査を実施し、空家等に関するデータベースを整備しました。今後は、住民や自治会等から提供される情報をふまえて所有者等や、家屋・土地情報の更新状況を反映させ、関係部署や、関係機関・団体等と連携しながら実態把握と情報管理に努めます。

空家等に関する対策

＜課題と具体策＞（★…新たに計画へ記載したもの）



2

空家等及び除却した空家等
に係る跡地の活用の促進

- ・空家等利活用に関する情報提供と各種専門的な相談に応じられる体制の充実
(不動産及び法務等関係団体との連携)
 - ・空家等利活用に関する相談会等開催の検討 ★
 - ・空き家バンクの継続、周知 ★
 - ・地域活性化のための利活用についての検討
(ポケットパーク・避難スペース等)
 - ・空家等の改修・除却費用に係る助成制度の検討 ★
- (計画 P27)

3

特定空家等に対する措置

特定空家等に該当するかの判断は、国土交通省が定めた「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」(ガイドライン)に沿って定めた市の基準に従います。

(計画 P28~32)

4

推進体制の整備

総合的な対策に向けて、次のとおり市内・関係団体等との連携を図ります。

- ・交通防犯課を総合窓口として、空家等に関する相談受付及び対応を行います。
- ・関係部署及び関係団体と連携した「上尾市空家等対策協議会」にて、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行います。

(計画 P33~34.)

5

その他空家等に関する対策
の実施に関し必要な事項

計画期間や住宅・土地に関する調査の実施年と整合性を図り、計画期限を迎えるごとに、市内における空家等の状況の変化を踏まえ、計画内容の改定等を検討します。

(計画 P34)